

# 大阪府立東淀工業高等学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年5月1日

## 1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条（平成25年法律第71号）抜粋】

\*いじめ防止対策推進法第2条3

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう

★具体的ないじめの態様は、以下のようなものなどがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・プロレス技をかけられる
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・万引きを強要される
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・汚物その他の飲食物ではない物を飲食させようとする
- ・下着を脱がされる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと「豊かな人間性と社会の変化に対応できる基礎力を備えた工業技術者」の育成のために「大阪府立東淀工業高等学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対し早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の項目をあげる。

### (1) いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

#### ①人権教育の充実

- ・生徒対象，教職員対象人権講演会や人権学習会を実施し，人権啓発を図る

#### ②実習教育の充実

- ・工業実習は危険を伴うものもあり，生徒間または教員との協力が不可欠である。実習を通じ，相手の立場で考える力，思いやりの気持ちを育む。

#### ③特別活動の充実

- ・生徒会活動，部活動，学校行事などを通じ，相互理解を図る

### (2) いじめの未然防止のための取り組み

#### <基本姿勢>

いじめは，どの生徒にも起こり得る，どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ，すべての生徒を対象に，いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

#### (i) 授業改善

##### ①学習規律の確立や配慮を要する生徒への対応で重要な点

- ・「高校は義務教育ではないため自ら学ぶ姿勢を持つこと」を生徒，保護者に周知徹底する。
- ・「生徒指導に関する方針」を毎年4月に策定し，教職員が同じ方針で協力し指導を行う。

##### ②「わかる授業」づくりにおける具体的な取り組み

- ・1年生の国語，数学，英語を中心に分割授業を実施する。
- ・全教科においてプロジェクター等のICT機器を活用した授業を実施する。
- ・基礎的基本的な学習内容の習得を図る。
- ・A I型学習ドリル「すらら」による個別指導の充実を行う。(1・2年生対象)

##### ③相互公開授業等の指導力の向上に関する取り組み

- ・年に2回，保護者向け公開授業を実施する。
- ・研究授業等を活用し，教員が相互に授業を参観する。

#### (ii) 自己肯定感を高めるために

##### ①一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取り組み

- ・外部講師によるキャリアガイダンス及び進路希望調査を各学年で実施する。
- ・職場インターンシップを2年生の7～8月に実施する。

- ②友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じとることのできる集団づくり
  - ・生徒風紀委員により校内の風紀巡視活動を実施する。
  - ・生徒保健委員により校内の感染症予防活動を実施する。
  - ・生徒会によりペットボトルキャップ収集を行う。
  - ・知的障がい生徒自立支援コースの「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。
  - ・「かかわりづくりワークショップ」の実施。(令和3年～)
  - ・「居場所カフェ」の実施。(令和2年～)
- ③生徒を認め、褒める指導を充実させるための取り組み
  - ・生徒課職員を中心とする朝のあいさつ運動の実施。
  - ・体育祭、文化祭などの学校行事への積極的な参加を促す。

### (iii) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ①学級活動の充実を図る取り組み
  - ・日々のホームルーム、週に1時間あるロングホームルームを活用し、学級担任と生徒の相互理解を図る。
- ②命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取り組み
  - ・教職員対象人権講演会の実施 (未定)
  - ・全生徒、PTA対象人権講演会の実施 (未定)
- ③「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導
  - ・1年生対象ロングホームルーム人権学習会(いじめについて)の実施(6月)
- ④情報モラルに関する取り組み
  - ・2年生対象ロングホームルーム人権学習会(携帯、ネットいじめについて)の実施(11月)

### (iv) いじめについて考える日

いじめの未然防止の取り組みとして「いじめについて考える日」を次のように設定する。

- ①今年度は5月8日を設定日とし、いじめについての講話を行う。
- ②7月にいじめアンケートを実施し、実施前に担任よりいじめについての講話を行う。

### (3) いじめの早期発見のための取り組み

#### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるところを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち早い段階から関りを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。

- ①生徒観察の充実と情報の共有化
  - ・学級担任、クラブ顧問は日々の生徒の状況を把握し、必要に応じて面談を行う。
  - ・教科担当者は授業での生徒の状況を把握し、担任との連携を密にする。
  - ・各クラスの教科担当者会議において意見交換を行う。
  - ・変化の記録(5W1H……誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように)
- ②いじめアンケート調査の活用
  - ・3年生は、7月と10月の年2回。1年生、2年生はさらに1月にも行い年3回とする。
- ③スクールカウンセラーの活用
  - ・月に1回(約5時間)、カウンセリングを実施する。

#### ④いじめ相談窓口の周知

##### ・電話教育相談

こども専用：06-4301-3140 月曜日～金曜日（祝日は除く）

保護者専用：06-4301-3141 月曜日～金曜日（祝日は除く）

こども・保護者：06-6325-3399 夜間・土日・祝日

##### ・24時間電話いじめ相談

全国共通：0120-078-310

#### (4) いじめの早期解決のための取り組み

##### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

##### ①いじめ事案を教育委員会(管理職等)へ報告する体制

##### ②教職員が団結して問題解決に取り組むための体制(情報の共有化・教職員の連携等)

##### ③被害生徒の保護、加害生徒の指導について

\*①～③について、後述する「いじめ対策委員会」がその役割を担う

#### (5) 家庭・地域・関係機関との連携

##### <基本方針>

いじめの「未然防止」「早期発見」「早期解決」は学校のみでは達成しえない。家庭、地域、関係機関との連携を密にして問題解決に当たることが不可欠である。

##### ①家庭・地域との連携

・成績懇談会，PTA実行委員会，学校運営協議会等を通じて協力体制を構築する。

・ホームページの更新回数を増やし，保護者メールを活用するなどして学校の様子をタイムリーに発信する。

##### ②関係機関との連携

・淀川警察署，こども相談センター，梅田少年サポートセンター等

##### ③ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用

・教育委員会，警察，関係機関との連携

・子どもを被害者にも加害者にもしないための取り組み

・「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク連絡会議」の設置

### 3 いじめ問題に取り組むための校内組織

#### (1) 学校内の組織

##### ①いじめ対策委員会

###### <構成>

管理職・首席・生徒課長・特別支援教育課長・機械工学科長・電気工学科長・理工学科長  
各学年主任・養護教諭・人権教育主担

###### <役割>

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や，生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録，共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し，迅速な情報の共有，関係生徒への事情聴取，指導および支援の方針の決定，保護者との連携を行う。

##### ②常設の委員会，事案発生時の委員会の設置

- ・常設の委員会は年3回実施する。
- ・事案発生時は状況に応じ，特別指導委員会にいじめ対策委員会を加えることとする。

##### ③校内研修会の実施

- ・年間計画に基づき実施する。
- ・人権教育推進委員会と連携を図りながら実施する。

##### ④年間計画

- ・いじめ対策委員会：年3回開催する。
  - 4月：指導方針，年間計画等の作成
  - 7月：いじめアンケート・集計，成績懇談会を踏まえた情報共有  
4～7月の総括（中間評価）
  - 10月：いじめアンケート・集計，成績懇談会を踏まえた情報共有  
8～10月の総括（中間評価）
  - 1月：いじめアンケート・集計，成績懇談会を踏まえた情報共有  
11～1月の総括（中間評価）
  - 3月：1年間の総括，次年度の改善点を検討（最終評価）
- ・調査
  - 生徒対象いじめアンケート調査
    - 3年生：7月と10月の年2回。1年生，2年生：さらに1月にも行い年3回。
    - 成績懇談会での生徒保護者への聞き取り調査：年3回（7月・11月・12月）
- ・研修会
  - 6月：1年生対象ロングホームルーム人権学習会（いじめについて）
  - 未定：教職員対象人権講演会
  - 11月：2年生対象ロングホームルーム人権学習会（携帯・ネットいじめ）  
3年生対象ロングホームルーム人権学習会（同和問題）
  - 未定：全学年・PTA対象人権講演会

#### (2) 取組内容の検証

##### ①PDCAサイクルの活用や「学校経営計画」との関連

- ・いじめ対策委員会において年間計画の中間評価，最終評価を行い，次年度への改善を図る。
- ・そのことを人権教育に反映させる。

##### ②取組評価アンケートの実施等，未然防止の推進・再発防止に関する改善方法

- ・教職員およびPTA実行委員会に取組評価アンケートを実施する。
- ・学校運営協議会およびPTA実行委員会への情報発信ならびに意見聴取を行う。

#### 4 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。

\*重大事案発生時の対処について、以下の①～④については管理職の指示のもと、いじめ対策委員会で協議し、事案発生時に迅速に対応できるような体制を構築する。

- ①学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- ②調査組織の設置や事実関係の明確化
- ③被害生徒およびその保護者への適切な情報提供
- ④教育委員会への報告

#### 5 いじめ発見の際の流れ

